

1号認定の保育料について

多摩26市の内、国基準どおりとしているのは、あきる野市を含めて23市である。
下記の3市については、市独自の基準を設けている。

【多摩市】

- ・ 国基準の5階層に対し、7階層としている。(第4階層、第5階層を細分化)
- ・ 第2階層3,000円を0円にし、第3階層16,100円を1,000円にしている。

【八王子市】

- ・ 国基準の5階層に対し、10階層としている。(全体を細分化)
- ・ 全体的に国基準の金額より低額となっている。

【町田市】

- ・ 国基準の5階層に対し、15階層としている。(第2階層以降を細分化)
- ・ 所得の高い世帯の上限額は、国基準と同額となっている。

1号認定(国基準)

階層区分	保育料上限額
① 生活保護世帯	0円
② 市民税非課税世帯	3,000円
③ 市民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④ 市民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤ 市民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

教育標準時間における保育料単価表(1号認定こども)と2号認定こどもの保育料単価との比較

国階層	推定 年収	所得割 課税額	2号認定こども(保育)				1号認定こども(教育)			
			3歳	4歳	5歳	6歳	3~5歳児	6歳児		
第一階層	~270万円	生活保護	0	0	0	0	0	0	0	0
第二階層	~360万円	非課税	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	3,000	3,000
第三階層	~470万円	48,000円未満	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	16,100	16,100
第四階層	~640万円	48,000円未満	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	20,500	20,500
第五階層	~830万円	48,000円未満	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	25,700	25,700
第六階層	~930万円	48,000円未満	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	30,100	30,100
第七階層	~1130万円	48,000円未満	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	35,500	35,500
第八階層	~1300万円	48,000円未満	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	41,000	41,000

1号の生保・非課税世帯も無料。

1号の年収360万円未満の所得の場合、2号認定時間保育料との整合性を考慮し、低廉な利用料の設定

対象人数が多い、第4-5階層の階層区分をそれぞれ2区分に細分化

新制度における1号認定(幼稚園)の利用者負担の基本的な考え方

■徴収基準割合の負担割合の見直し(応能負担)

①1号認定子どもの利用者負担は、新たな料金体系を設定することとなるが、利用者負担国基準(案)が現行の幼稚園の利用者負担の案を基本として、多摩市においても、利用者負担国基準(案)を踏まえて、応能負担の料金表を設定する。

②1号認定子どもの利用者負担については、私立幼稚園就園奨励費補助金・私立幼稚園児保護者補助金の補助額も考慮し、さらに、2・3号認定子どもの利用者負担と整合性をはかった対応を図る

■低所得者への配慮

③1号、2・3号の保育料について、第1階層区分(生活保護世帯)の保育料は、利用者負担国基準(案)では無料とされていることから、多摩市でも無料とする。

■多子の負担軽減

④1号認定子どもの利用者負担については、国の利用者負担のイメージでは、幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については無料とすることとなっていることから、市においても同様の対応とする。

■保育料の細分化

⑤1号認定子どもの料金表の階層区分は、利用者負担国基準(案)の第4及び第5階層に属する対象者数が多いことより、それぞれの階層を2区分に細分化し設定する。

〈参考〉平成27年度利用者負担額(保育料)階層区分表

○保育園・認定こども園(2号認定・3号認定)・地域型保育

階層区分	基本月額保育料				
	3歳未満		3歳以上		
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
2	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3	所得割課税額 6,000円未満	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円
4	14,400円未満	8,000円	7,000円	6,000円	5,000円
5	35,400円未満	11,000円	10,000円	9,000円	8,000円
6	54,400円未満	14,000円	13,000円	12,000円	11,000円
7	81,400円未満	17,000円	16,000円	15,000円	14,000円
8	102,400円未満	20,000円	19,000円	18,000円	17,000円
9	129,400円未満	23,000円	22,000円	19,000円	18,000円
10	146,400円未満	26,000円	25,000円	21,000円	20,000円
11	171,400円未満	28,000円	27,000円	23,000円	22,000円
12	195,400円未満	30,000円	29,000円	25,000円	24,000円
13	219,400円未満	33,000円	32,000円	27,000円	26,000円
14	243,400円未満	36,000円	35,000円	28,000円	27,000円
15	261,400円未満	39,000円	38,000円		
16	292,400円未満	42,000円	41,000円		
17	317,400円未満	45,000円	44,000円		
18	343,400円未満	48,000円	47,000円	29,000円	28,000円
19	357,400円未満	51,000円	50,000円		
20	357,400円以上	54,000円	53,000円		

○認定こども園(1号認定)・新制度に移行する幼稚園

階層区分	基本月額保育料	
1	生活保護世帯	0円
2	所得割非課税世帯	0円
3	所得割課税額 5,900円以下	0円
4	14,300円以下	1,500円
5	34,500円以下	4,500円
6	54,300円以下	7,500円
7	81,300円以下	10,500円
8	171,600円以下	13,500円
9	216,700円以下	19,500円
10	216,701円以上	23,000円

※階層区分の決定にあたっては、旧年少扶養控除等を再計算した所得割課税額(税額控除については、調整控除額と税額調整額を控除したもの)を適用します。

※延長保育料については、別途かかります。各施設で保育料が異なりますので、「八王子市内保育施設一覧」でご確認ください。

平成28年度 教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層	定義	1人	2人	3人	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援を受けている者が属する世帯	0	0	0	
B—1	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等に限る。)又は均等割のみ課税されている世帯(ひとり親世帯等に限る。)	0	0	0	
B—2	市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等を除く。)	3,000	1,500	0	
C	均等割のみ課税されている世帯(ひとり親世帯等を除く。)	3,000	1,500	0	
D—1	所得割が12,000円未満の世帯	10,800	5,400	0	
D—2	所得割が12,000円以上30,000円未満の世帯	11,500	5,750	0	
D—3	A階層を除く世帯で当該年度(4月から8月までにあつては、前年度。)の市町村民税が右の区分に該当する世帯	所得割が30,000円以上48,600円未満の世帯	11,900	5,950	0
D—4		所得割が48,600円以上52,000円未満の世帯	13,300	6,650	0
D—5		所得割が52,000円以上56,000円未満の世帯	14,700	7,350	0
D—6		所得割が56,000円以上77,101円未満の世帯(ひとり親世帯等に限る。)	15,100	7,550	0
D—7		所得割が56,000円以上77,101円未満の世帯(ひとり親世帯等を除く。)	16,100	8,050	0
D—8		所得割が77,101円以上80,000円未満の世帯	18,100	9,050	0
D—9		所得割が80,000円以上211,201円未満の世帯	20,500	10,250	0
D—10		所得割が211,201円以上256,301円未満の世帯	25,700	12,850	0
D—11		所得割が256,301円以上の世帯	25,700	12,850	0